

グラウンドチャレンジ公募研究における データマネジメントについて

[資料 1] グラウンドチャレンジ公募研究におけるデータマネジメントに係る基本方針

[資料 2] データマネジメントプラン(様式 1)について

[参考資料 1-1] データポリシー〈セキュリティ編〉(ライフデザイン・イノベーション研究拠点)

[参考資料 1-2] データセキュリティチェックリスト

[参考資料 2-1] 説明文書例、同意文書例、同意文書チェックリスト、同意撤回文書例

[資料1] グランドチャレンジ公募研究における データマネジメントに係る基本方針

本研究事業で取得または収集した研究開発データの適切かつ効果的な利用のため、応募者は、データマネジメントプラン（様式1）を作成し、応募書類と共に提出することとします。

データマネジメントプランの提出から本研究終了までは、下表のように予定しています。

	採択前	研究開始前	研究期間中	研究終了後
申請者 (採択者)	データマネジメントプランを提出。	データマネジメントプランをもとに、必要に応じて協議の上変更を加え、契約を行う。	自主管理データの管理。	・自主管理データの管理。 ・ライフデザイン・イノベーション研究拠点管理データの権限を譲渡。
ライフデザイン・イノベーション研究拠点	データマネジメントプランを検討。			ライフデザイン・イノベーション研究拠点管理データの管理。

1 用語の定義

(1) 研究開発データ

研究開発データとは、本研究で取得または収集したデータをいいます。加工したものも含まれます。

(2) ライフデザイン・イノベーション研究拠点管理データ（研究拠点管理データ
ライフデザイン・イノベーション研究拠点管理データ（以下、研究拠点管理
データとします）とは、本研究採択者から提供された、ライフデザイン・イノ
ベーション研究拠点（以下、研究拠点とします）の対象となる研究開発データ
をいいます。

どのデータを研究拠点管理データとするかは、申請者が企画します。これは
公募の選考過程か採択後に、研究拠点と協議の上変更されることがあります。

(3) 自主管理データ

本研究採択者が自主的に管理する研究開発データをいいます。

(4) 非管理データ

研究拠点管理データと自主管理データ以外の、特に管理を要しないデータを
いいます。

2 研究拠点管理データに係る権限の帰属等について

本研究採択者は、研究期間中または終了後の合意した時期にすみやかに、研究
拠点管理データの利用許可権限を、研究拠点に譲渡してください。その場合でも
本研究採択者による利用は引き続き可能です。

3 データマネジメントプラン（様式1）の項目

本研究応募者は、研究拠点管理データおよび自主管理データについて、少なく
とも以下の点をデータマネジメントプランに記載してください。

- (1) 研究開発データの名称
- (2) 研究開発データの説明
- (3) 個人情報該当性
- (4) 研究開発データの取得方法、想定データ量、加工の方針や内容（ファイ
ル形式等）
- (5) 研究開発データを取り扱う者（複数いる場合は責任者）
- (6) 研究拠点管理データ、自主管理データの別（分類）
- (7) 研究開発データのセキュリティレベル、リポジトリ（保存場所）
- (8) 研究開発データ秘匿の有無・期間

(9) 研究開発データの説明同意、倫理審査の有無

(10) 研究開発データに係るプライバシーについての考え方(要配慮個人情報を利用する研究、個人に関するデータを利用することで当該データ主体の権利や自由に重大なリスクを及ぼすことが懸念される研究等について、リスクの内容や対処する方法等)

(11) その他

* (7)はデータポリシー<セキュリティ編>(参考資料1)をよく読んで、作成してください。

(様式1) データマネジメントプラン

Society5.0実用化研究拠点支援事業 大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点

グランドチャレンジ 提出用紙

課題名 ooの研究

この様式中の薄色の文字は記入例です。消去してからご記入ください。

応募者所属・氏名

吹田大学oo学部・吹田花子

No.	データの名称	データの説明	個人情報 該当性	取得方法、想 定データ量、 加工の方針や 内容(ファイル 形式等)	データを取 り扱う者(責 任者)	分類(※1)	セキュリティ レベル(※1)	リポジトリ(※1)	秘匿の有無と理由 (研究拠点管理デー タの場合のみ記載)(*)	秘匿期間(*)	説明同意、倫理審査 等	プライバシー に関する考え方	その他
1	一般人カメラ画像 データ	敷地内建物の屋外に設置し たカメラで、通行する人の姿 を撮影した画像データ	個人情報	オプトアウト、約 2時間/日x30 日、合計約ooGB	吹田花子	(選択※2) 研究拠点管理 データ/自主管理 データ	(選択※3) レベル1~3	期間中: 自部局のセキュ リティ管理エリア 終了後: 研究拠点の管理 エリア	秘匿する(個別のオプ ティン方式の同意を得ていな いため二次利用不可の ため)	新たな研究・事業の倫 理審査で二次利用が 承認されるまで。	倫理審査: 済 オプトアウト方式にて データ取得。	—	
2	No.1のデータの歩 行態様解析データ	No.1のデータの歩行映像から 歩行態様を人物認証用の特 徴量として抽出したデータ	個人情報(個 人識別符号)	未定	同上	(選択※2) 研究拠点管理 データ/自主管理 データ	(選択※3) レベル1~3	期間中: 自部局のセキュ リティ管理エリア 終了後: 自部局のセキュ リティ管理エリア	—	—	同上	—	
3	No.1のデータの人 流解析データ	No.1のデータから、人流を解 析したデータ	該当しない	未定	豊中大学 xx学部・豊 中太郎(共 同研究者)	(選択※2) 研究拠点管理 データ/自主管理 データ	(選択※3) レベル1~3	期間中: 自部局 終了後: 自部局	—	—	同上	—	
4	被験者のカメラ画像 データ	被験者を募集し、No.1と同じカ メラにて撮影したデータ	個人情報	オプトイン、約2 時間/日x15人	同上	(選択※2) 研究拠点管理 データ/自主管理 データ	(選択※3) レベル1~3	期間中: 自部局のセキュ リティ管理エリア 終了後: 研究拠点の管理 エリア	秘匿する(論文として発 表するため)	論文発表後2年間。 その後は新たな研究・ 事業の倫理審査で二 次利用が承認されるま で。	倫理審査: 済 オプトイン方式で同意を 得る。将来の二次利用 は選択式。	—	
5	No.4のデータの歩 行態様解析データ	No.4のデータの歩行映像から 歩行態様を人物認証用の特 徴量として抽出したデータ	個人情報(個 人識別符号)	15人	同上	(選択※2) 研究拠点管理 データ/自主管理 データ	(選択※3) レベル1~3	期間中: 自部局のセキュ リティ管理エリア 終了後: 自部局のセキュ リティ管理エリア	—	—	同上	—	
6	No.4の被験者の 属性調査票	No.4の被験者の氏名、住 所、性別、年齢、病歴	個人情報 (要配慮個 人情報)	15人	同上	(選択※2) 研究拠点管理 データ/自主管理 データ	(選択※3) レベル1~3	期間中: 自部局のセ キュリティ管理エリア 終了後: 自部局のセ キュリティ管理エリア	—	—	同上	病歴データの取得は本研 究のxxの目的のため必須 である。属性調査票に病 歴の項目があることをあ らかじめ説明文書にて明	

(※1) この内容は、採択後、申請者と協議の上変更されることがあります。最終的な内容は、契約時の合意によって決定されます。

(※2) 研究拠点管理データとは、本事業採択者から大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点に提供する研究開発データや、研究拠点が管理すべき研究開発データを指します。

(※3) セキュリティレベルは以下を参考にしてください。

レベル1(高)

レベル1のデータは、あらかじめ定めたセキュリティ管理エリア内でのみ、取り扱うものとする。

例) 個人情報を含むデータであって明示的同意を得ずに取得または収集したデータ、個人情報を含むデータであって第三者提供の同意を得ていないデータ、等。

レベル2(標準)

レベル2のデータは、あらかじめセキュリティ管理エリアを定めることなく、研究・事業計画や契約に基づき、取り扱うものとする。

例) 個人情報を含むデータであって明示的同意を得て取得または収集したデータ、第三者提供等の二次利用への同意を得たデータ、等。

レベル3(低)

レベル3のデータは、取り扱う者の範囲や利用目的等に特に制限を設けることなく、取り扱うものとする。

例) 個人情報含まずプライバシーを侵害しないデータ、複数人の個人に関するデータを集計したデータ、等。

[参考資料 1-1] データポリシー<セキュリティ編>

本ポリシーは、ライフデザイン・イノベーション研究拠点が実施する研究や事業において、データの安全な取り扱いに関し、データを取り扱う者が最低限遵守すべき内容を示したものである。

なお、本ポリシー以外にも、大阪大学の各部局や、分野ごとの法令、政府ガイドライン等もあわせて遵守し、必要に応じて追加のセキュリティ対策を講じるべきものとする。

1 用語の定義

(1) 個人に関するデータ

個人(死者や胎児を含みうる)に関する情報を含むデータをいい、特定の個人が識別されるかどうかは問わない。^{1,2}

(2) 個人情報

個人に関するデータのうち、特定の個人を識別することができる情報を含むものをいう。³

¹ 総務省平成 29 年版情報通信白書 第 1 章 p53-54 「「パーソナルデータ」は、個人の属性情報、移動・行動・購買履歴、ウェアラブル機器から収集された個人情報を含む。また、後述する『改正個人情報保護法』においてビッグデータの適正な利活用に資する環境整備のために「匿名加工情報」の制度は設けられたことを踏まえ、特定の個人を識別できないように加工された人流情報、商品情報等も含まれる。そのため、本章では、「個人情報」とは法律で明確に定義されている情報を指し、「パーソナルデータ」とは、個人情報に加え、個人情報との境界が曖昧なものを含む、個人と関係性が見出される広範囲の情報を指すものとする。」

² EU 一般データ保護規則 第 4 条（個人情報保護委員会による仮日本語訳）「「個人データ (Personal data)」とは、識別された自然人又は識別可能な自然人（「データ主体」）に関する情報を意味する。 識別可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、又は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す一つ又は複数の要素を参照することによって、直接的又は間接的に、識別されうる者をいう。」

³ 個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 条）（平成 27 年改正）第 2 条「この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第 2 号において同じ。）で作られる記録をいう。第 18 条第 2 項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの」

2 本ポリシーの適用範囲

ライフデザイン・イノベーション研究拠点が実施する研究や事業であって、個人に関するデータを取り扱うもの。

3 セキュリティレベル

個人に関するデータを取り扱う者は、データ毎にセキュリティレベルを指定し、レベルに応じた安全対策を講じるものとする。

セキュリティレベルは、レベル1（高）、レベル2（標準）、レベル3（低）の3段階とする。

なお、各々のレベルの中に細かい分類レベルを設けることは支障ない。

4 セキュリティレベルの説明

(1) レベル1（高）

レベル1のデータは、あらかじめ定めたセキュリティ管理エリア内でのみ、取り扱うものとする。

例) 個人情報を含むデータであって明示的同意を得ずに取得または収集したデータ、個人情報を含むデータであって第三者提供の同意を得ていないデータ、等。

(2) レベル2（標準）

レベル2のデータは、あらかじめセキュリティ管理エリアを定めることなく、研究・事業計画や契約に基づき、取り扱うものとする。

例) 個人情報を含むデータであって明示的同意を得て取得または収集したデータ、第三者提供等の二次利用への同意を得たデータ、等。

(3) レベル3（低）

レベル3のデータは、取り扱う者の範囲や利用目的等に特に制限を設けることなく、取り扱うものとする。

例) 個人情報を含まずプライバシーを侵害しないデータ、複数人の個人に関するデータを集計したデータ、等。

- 5 各セキュリティレベルにおいて講じるべき対策
レベル毎に講じるべき対策については、後述のセキュリティチェックリストを参考にし、実施すること。

- 6 附則
本ポリシーは、適宜、見直しを行う。

[参考資料1-2] セキュリティチェックリスト

	レベル1 (高)	レベル2 (標準)	レベル3 (低)
組織的安全対策	研究・事業計画ごとに、情報管理責任者を設置すること。	研究・事業計画ごとに、情報管理責任者を設置すること。	
	データは、あらかじめ定めた「セキュリティ管理エリア」(以下、管理エリアとよぶ)内でのみ取り扱うこと。 遠隔の場所との間で、インターネット通信や記憶媒体等を用いてデータを移動させる必要がある場合、カメラやセンサー機器、外部にあるデータサーバ、アクセス端末などを含む管理エリアをあらかじめ定義し、データの移動の方法(データを保存した機器の移動方法や、ファイアーウォールの設置、暗号化等を含む)を定めること。	データは、契約によって指定された者のみが取り扱うこと。	
	データを処理して新しいデータを作成する場合には、あらかじめ、各データのセキュリティレベルについて管理責任者と相談し、定めること。		
	データを処理した結果、新しいデータのセキュリティレベルが2または3となったものとして、管理エリア外に持ち出す場合は、管理責任者の許可を得ること。		
	データにアクセスする端末を共用する場合は、使用後にローカルディスクにデータを残さないこと。		
	データを取り扱う者は、管理責任者が指定する教育プログラムを修了していること。	情報管理責任者は、データを取り扱う者に、データポリシーを周知すること。	データを取り扱う者は、データポリシーを理解していること。
	監査に協力すること。	監査に協力すること。	
物理的安全対策	管理エリアは常時施錠し、指定された者以外は立ち入れないよう入室制限を行うこと。 専用の室が確保できない場合、ラックの施錠などにより、サーバや端末等の機器の盗難防止対策を行うこと。 遠隔の場所との間でデータの移動がある場合も、機器等の紛失や盗難防止対策を行うこと。	データ保管場所については、ラックの施錠などにより、サーバや端末等の機器の盗難防止対策を行うこと。 データを取り扱う機器(カメラやセンサー機器、アクセス端末、ハードディスクドライブやUSBなどの外部記憶媒体を含む)も、紛失や盗難防止対策を行うこと。	
	不正アクセスの防止対策を行うこと。(画面の覗き見防止や、スマホやタブレットを端末とすることによる不正アクセスへの対策を行うこと。)	不正アクセスの防止対策を行うこと。(画面の覗き見防止や、スマホやタブレットを端末とすることによる不正アクセスへの対策を行うこと。)	
技術的安全対策	データを保存するサーバの利用者に対して、多要素認証を行うことが望ましい。 データを取り扱う機器の利用者に対して、認証を行うことが望ましい。	データを取り扱う機器の利用者に対して、認証を行うことが望ましい。	
	データを取り扱う者のアカウントが適切に管理されていることが望ましい。	データを取り扱う者のアカウントが適切に管理されていることが望ましい。	
	監視カメラの導入やアクセスログの記録などにより、機器にアクセスした人物がわかるようにすることが望ましい。		
	データを取り扱う機器について、アンチウイルス対策、ファイル交換ソフトの不正インストール防止などの脆弱性対策を行うこと。	データを取り扱う機器について、アンチウイルス対策、ファイル交換ソフトの不正インストール防止などの脆弱性対策を行うこと。	
	ネットワーク通信を行う場合には、ファイアーウォール等の外部からのアクセス制限を行うこと。		
データの破棄	研究や事業の期間終了後には、データにアクセスできないようにすること。 ただし、既発表論文の検証等、定められた目的で保存しているデータについてはこの限りでない。	研究や事業の期間終了後には、データにアクセスできないようにすること。 ただし、既発表論文の検証等、定められた目的で保存しているデータについてはこの限りでない。	
	データを破棄したときには、報告書を作成すること。	データを破棄したときには、報告書を作成すること。	
非常時の対策	データの漏洩やパスワードの流出、ICカード紛失等の可能性が発生した場合、すみやかに管理責任者に報告すること。	データの漏洩やパスワードの流出、ICカード紛失等の可能性が発生した場合、すみやかに管理責任者に報告すること。	

[参考資料 2-1]

説明文書および同意文書の例

2018.11.13

大阪大学 ライフデザイン・イノベーション研究拠点

説明文書の例	12～17 ページ
同意文書の例	18～19 ページ
同意撤回文書の例	20 ページ
説明同意文書チェックリスト.....	21 ページ

本資料の内容は、更新することがあります。

本資料の内容は、文部科学省科学研究費新学術領域研究『先進ゲノム支援』が作成したモデル書式を参考にして
います。

研究協力者の皆様への説明文書

研究課題「※研究課題名」 へのご参加について

研究内容に合わせて適宜
項目や内容を修正してく
ださい。
ただし赤字で示す文章
は必ず含んでください。

このたび皆様には、「※研究課題名」にご参加いただきたく、お願い申し上げます。この研究は、 を抽出して解析することを通じ、 を究明することを目指すものです。

(申請する研究の目的を簡潔に記載してください。)

この研究は、倫理審査委員会で審査され、承認を得たものです。この研究にご協力いただくかどうかは、皆様の自由意思に委ねられています。

研究にご協力していただけない場合でも、皆様に不利益はありません。(オプション) また、研究に参加された後に同意内容を変更したり、同意を撤回したりすることも可能です。この場合でも、皆様にとって不利益が生じることは一切ありません。同意を撤回された場合、基本的にはいただいたデータは破棄します。しかし、研究結果が論文や学会での発表で公開された場合や、公的なデータベースへ登録された場合などには、破棄できないことがあります。

不明な点があれば説明者におたずねいただくか、末尾のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. この研究の概要

研究課題

「研究課題名」

研究機関名及び研究責任者氏名

この研究が行われる研究機関と研究責任者は次に示す通りです。

研究機関名	研究責任者名	職名
〇〇〇センター	〇〇 〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇大学	〇〇 〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇病院	〇〇 〇〇	〇〇〇〇
大阪大学	東野 輝夫	大学院情報科学研究科・教授

(大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点は、共同研究機関（医学系では共同研究機関において倫理審査が必要）ではなく、研究協力機関等（倫理審査は必ずしも必要ではない）として、記載ください。)

(共同研究機関の間で、研究参加者の個人情報をやり取りする場合は、上記に加えて、個々の研究機関ごとに、試料・情報の利用目的、利用方法及び利用する項目を記載してください。)

また将来的に上記以外にも共同研究機関や研究協力機関が加わる可能性があります。この場合には、倫理審査委員会により、研究の体制および利用目的が妥当であるか審査されます。

研究目的等

(研究の意義・目的、研究の内容・提供者として選ばれた理由、予測される研究結果等をわかりやすく記載して下さい)

研究方法・内容

(各研究機関の役割や、外部委託先、公的バンク・データベース等における試料・情報の取得や解析の流れを含め、わかりやすく記載して下さい。委託先やバンク・データベース等が海外にある場合は、そのことがわかるように記載して下さい。)

本研究の実施途中または終了後に、文部科学省「Society5.0 実現化研究拠点支援事業」ライフデザイン・イノベーション研究拠点（2018年度～2022年度（文部科学省の審査を経て、短縮あるいは延長する場合があります））のために、大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点へ、〇〇データに係る利用許可権限を譲渡します。

大阪大学の研究事業では、個人の医療や健康に関する情報に、日常生活などの情報を加えた「パーソナル・ライフレコード」を作成します。そして、パーソナル・ライフレコードに含まれるデータを、本人が利用して健康な生活作りに役立てられるようにするとともに、研究開発などを行う研究機関や民間企業などへも提供して、社会全体のヘルスケア環境を改善する取り組みに活用させることができる仕組み

を整えます。大阪大学の研究事業の最終目標は、研究協力者自身のパーソナル・ライフレコードを、研究協力者自身の元に帰属させるための、ICT 技術を基盤としたシステムをつくることです。つまり、従来のように研究機関や企業等が多くの人個人のに関するデータを収集するのではなく、個人の元に自身の様々なデータを蓄積し、個人が自身のデータを何に利用させるかについて、選択権を持てるようにします。

大阪大学の研究事業の最初のステップでは、研究協力者の同意を得て、データの利用許可権限を、一旦、大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点に譲渡します。このデータを用いて、大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点は、他の研究機関や ICT 関連の企業等の多くの事業者に協力していただき、データを本人の元に帰属させるシステムを開発します。このシステムのプロトタイプができた段階で、次のステップとして、いくつかのデータを、本人の元にお返りするテストを行います。

この説明書の「6. 将来の別の研究や事業への利用」の項目では、自身のデータを本人の元にお返りするテストに参加するかどうか、選択いただきます。なお、そもそも最初のステップで、大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点にデータの利用許可権限を譲渡してほしくない方は、その旨を選択ください。

本研究の研究期間

本研究は**年**月から**年**月にかけて行います。

2. 個人情報の保護

研究にあたっては研究協力者に不利益が生じないように個人情報の保護、プライバシーの尊重に努力し最大限の注意を払います。皆様のデータを分析する際には、匿名化（氏名・住所・生年月日などの個人情報を取り除き、代わりに新しく符号をつけるなど、用途に合わせた様々な方法があります。具体的な匿名化の内容（匿名加工情報・非識別加工情報を含む）が決まっていれば記載してください。）を行います。

3. 研究協力者にもたらされる利益及び不利益

本研究では、 センサーを装着していただきます。これは、日常使用されている と同様のものです。従ってセンサー装着に伴う危険性はほとんどありません。

本研究は、 を診断するものではないため、あなたに直接、有益な情報をもたらす可能性は非常に低いものです。しかし、研究の成果は、今後の の発展に寄与し、その結果、将来的には、 などがより効果的に行えるようになると考えられます。

4. 研究結果の開示・返却

本研究では を解析しますが、得られた結果の精度が十分でないために、結果を開示することで研究協力者に誤解を与える懸念があります。このため、現時点では研究協力者に対して、個別の結果を開示したり返却したりすることはいたしません。

5. 研究結果の公表

研究の成果は、個人が特定できないように匿名化した上で、日本国内の、あるいは国際的な学会や学術雑誌、データベース上等で、発表や公表を行います。

また、海外のデータベースに登録したり、企業の研究者がデータを利用したりする可能性があります。(研究の内容に合わせて変更してください。)

6. 将来の別の研究や事業への利用

研究協力者から同意をいただいた場合のみ、データや解析結果を、将来の別の研究や事業に利用できるようにします。

「1. この研究の概要」で述べたように、本研究では、大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点に、データの利用許可権限を譲渡します。その後、データを研究協力者本人の元に帰属させるシステムのプロトタイプができたときに、データをお返しするテストを行います。

大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点にデータの利用許可権限を譲渡してよいか、また、次のステップのテストに参加されるかどうか、次の3つの選択肢から1つを選択し、同意書のチェック欄に記載ください。

- (1) 大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点にデータの利用許可権限を譲渡しない。
- (2) 大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点にデータの利用許可権限を譲渡してもよいが、データを本人の元に返すテストには参加しない。
- (3) 大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点にデータの利用許可権限を譲渡してもよく、データを本人の元に返すテストにも参加する。

(同意文書において指定された宛先に、大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点から、テスト開始に関する通知を送付します。)

7. 公的データベースへの提供 (この項目は必要に応じて使用又は削除してください)

研究協力者から同意をいただいた場合のみ、本研究で得られたデータおよび解析結果を、誰のものであるかを分からないようにした上で、公的データベースに保存します。これによってデータがより広く研究や事業に利用され、 の確立に

つながることが期待されます。海外の公的データベースに、データを登録する場合もあります。

8. データや解析結果の保存と破棄

研究や事業の期間を終了した後も、の規定により、年間はデータや解析結果を保存します。その後、これらを破棄します。データが個人情報を含む場合には、破棄する際にも、データが誰のものかわからないようにする配慮を行います。

9. 研究から生じる知的財産の取り扱い

本研究の結果として知的財産権が生じる可能性があります。その権利は国、研究機関、民間企業を含む共同研究機関及び研究従事者などに属し、研究協力者はこの知的財産権を持ちません。

10. 同意の変更や撤回 (この項目は必要に応じて使用又は削除してください)

本研究に同意していただいた後でも、同意内容の変更や、同意の撤回が可能です。同意内容の変更の場合は、同意書の控えの末尾に記載した宛先までご連絡ください。同意の撤回の場合は、同意撤回書を、同書に記載の宛先まで送付ください。

※同意撤回できない場合や、条件がある場合には、その旨の記載に変更ください(同意撤回書も修正してお使いください。)

11. 問い合わせ (この項目は必要に応じて使用又は削除してください)

本研究の詳細な計画については、研究の実施に支障がない範囲で提供が可能です。お気軽に末尾に記載の連絡担当者までお寄せください。

12. その他

費用負担・謝礼

本研究に必要な費用について、研究協力者に負担を求めることはありません。

その一方で、謝礼金をお渡しすることはありません。

本研究の資金

本研究は、政府からの公的研究費によって支援されています。
(本研究に関わる研究者について、利益相反に関連して公表すべきものがあれば、研究機関ごとの規程に従って記載してください)

【連絡先】

研究責任者：***

連絡担当者：***

〒***-*** *****

Tel: **-****-**** Fax: **-****-****

Email:*****@*****

(個人情報の訂正、同意の撤回、苦情等の受付窓口があれば、それについても、分かりやすく記載してください。)

記入日 年 月 日

氏名（研究参加者本人または代諾者）（自署） _____

（代諾者の場合は、本人との関係） _____

住所、電話、E-mail 等（研究参加者本人または代諾者） _____

通知の宛先 _____

(6.(3)を選択した方には、本人に連絡が取れる連絡先を記入してもらってください。

その他の場合には、プロジェクトの内容に合わせてお使い下さい。)

同意内容を変更される際は、以下の担当者宛に、郵送（電子メール）でご連絡ください。

連絡担当者：***

〒***-*** ****

Tel: **-****-**** Fax: **-****-****

Email:*****@*****

説明同意文書チェックリスト

大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点に、研究拠点管理データの利用許可権限を譲渡していただきます。

パーソナル・ライフレコードに係る研究を行う場合、説明同意文書に以下の項目の内容が記載されているか、ご確認ください。

事業名	文部科学省「Society5.0実現化研究拠点支援事業」ライフデザイン・イノベーション研究拠点
機関名（共同研究機関ではなく、研究協力機関として記載）	大阪大学
研究代表者・所属	東野 輝夫・大阪大学大学院情報科学研究科・教授
研究期間	2018年度～2022年度 (文部科学省の審査を経て、短縮あるいは延長する場合があります。)
研究概要	<p>大阪大学の研究事業では、個人の医療や健康に関する情報に、日常生活などの情報を加えた「パーソナル・ライフレコード」を作成します。そして、パーソナル・ライフレコードに含まれるデータを、本人が利用して健康な生活作りに役立てられるようにするとともに、研究開発などを行う研究機関や民間企業などへも提供して、社会全体のヘルスケア環境を改善する取り組みに活用させることができる仕組みを整えます。大阪大学の研究事業の最終目標は、研究協力者自身のパーソナル・ライフレコードを、研究協力者自身の元に帰属させるための、ICT技術を基盤としたシステムをつくることです。つまり、従来のように研究機関や企業等が多くの人の個人に関するデータを収集するのではなく、個人の元に自身の様々なデータを蓄積し、個人が自身のデータを何に利用させるかについて、選択権を持てるようにします。</p> <p>大阪大学の研究事業の最初のステップでは、研究協力者の同意を得て、データの利用許可権限を、一旦、大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点に譲渡します。このデータを用いて、大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点は、他の研究機関やICT関連の企業等の多くの事業者と協力していただき、データを本人の元に帰属させるシステムを開発します。このシステムのプロトタイプができた段階で、次のステップとして、いくつかのデータを、本人の元にお返しするテストを行います。</p> <p>この説明書の「6. 将来の別の研究や事業への利用」の項目では、自身のデータを本人の元にお返しするテストに参加するかどうか、選択いただけます。なお、そもそも最初のステップで、大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点にデータの利用許可権限を譲渡してほしくない方は、その旨を選択ください。</p>
研究拠点管理データの利用権限の譲渡	<p>本研究では、大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点に、データの利用許可権限を譲渡します。その後、データを研究協力者本人の元に帰属させるシステムのプロトタイプができたときに、データをお返しするテストを行います。</p> <p>大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点にデータの利用許可権限を譲渡してよいか、また、次のステップのテストに参加されるかどうか、次の3つの選択肢から1つを選択し、同意書のチェック欄に記載ください。</p> <p>(1) 大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点にデータの利用許可権限を譲渡しない。</p> <p>(2) 大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点にデータの利用許可権限を譲渡してもよいが、データを本人の元に返すテストには参加しない。</p> <p>(3) 大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点にデータの利用許可権限を譲渡してもよく、データを本人の元に返すテストにも参加する。</p> <p>(同意文書において指定された宛先に、大阪大学ライフデザイン・イノベーション研究拠点から、テスト開始に関する通知を送付します。)</p>